

R7 中山間一2号鳥獣被害防止対策広域連携支援業務 特記仕様書

(案)

第1 業務の目的

県内の野生鳥獣による農作物被害の防止に向けた集落点検やワークショップ等を企画・運営し、6集落の効果的な鳥獣被害防止対策の検討や実施を支援することを目的としている。また、鳥獣被害防止対策には、専門的な知識が必要であることから、主導的に実施できる人材育成を目的に獣種別対策会議の企画・運営を行うほか、これらの対策を可視化し対策の推進を図るため、鳥獣害WEBシステムにデータ入力を行い、市町村別の被害額や侵入防止柵の設置位置、イノシシ及びニホンジカの生息状況をWEB上の地図で確認できるようにするもの。

その他、県内の野生鳥獣による農作物被害の防止に向けて、生息環境管理に関する実証試験を行い、対策の手法や頻度等を取りまとめた手引きを作成し、効果的な対策の普及推進を行うもの。

第2 業務の内容

1 広域連携支援業務

(1) 計画設計・現状分析

支援対象の5地区について、実際に現場の確認を行い、地域の被害の状況や有害鳥獣の生息状況の分析を行う。現状分析により課題を抽出し、対策手法やワークショップの企画内容を整理し、業務全体の計画を設計する。

(対象地区)

- イ 大平地区（白石市大平地内）
- ロ 西根12区地区（角田市毛萱地内）
- ハ 猿田地区（蔵王町宮地内）
- ニ 大内七夕地区（丸森町大内字中平地内）
- ホ 沼田・平磯・深田地区（南三陸町志津川平磯地内）

(2) 集落点検（1地区につき1回、合計5回）

地域住民と集落を点検し、被害の発生が想定される地点などを集落図に落とし、被害マップを作成する。併せて、被害対策状況調査を実施し、現在行われている対策やその有効性について調査する。

(3) ワークショップ開催（1地区につき3回、合計15回）

- イ 地域住民が鳥獣被害防止対策の必要性を理解し、対策の実施について

合意形成を図るためのワークショップを開催する。地域の被害状況等について地域住民が理解し、対策の実施について合意が図られるよう支援する。（１回）

ロ 地域に適した被害防止対策について地域住民が意見を出し合い、検討するためのワークショップを開催する。被害防止対策について地域住民に提案し、地域に合う対策についての検討を支援する。（１回）

ハ 次年度に実施する被害対策実施計画を検討するためのワークショップを開催し、計画の策定を支援する。（１回）

（４）成果概要資料作成

効果的な鳥獣被害対策の検討及び実施について、県内の活動事例として普及させるため、５地区における取組成果概要をまとめた資料（地区毎にＡ４両面程度）を作成する。

（５）獣種別対策会議企画運営（２回）

２獣種（未定）について各１回、被害対策の情報交換や検討のほか、研修会を企画運営する。会議内においては、専門家の視点から情報提供及びアドバイスをを行う。

（６）鳥獣害 Web システムデータ入力

本プログラムに更新１５市町村分（富谷市、七ヶ宿町、大河原町、柴田町、丸森町、大衡村、仙台市、石巻市、大和町、色麻町、加美町、栗原市、大崎市、村田町、気仙沼市）のデータの入力を行い、市町村別の被害金額及び侵入防止柵の位置を表示させる。また、イノシシ及びニホンジカの生息状況データを追加し、WEB 上に表示させる。

本プログラムのデータ入力に関して、VIMS(※)を使用して検証を行い、シェープファイルで出力を行った後加工を行ってサーバーにアップロードする。

なお、データ入力に必要となる基礎データについては、発注者から受注者に貸与するものとする。

※ VIMS は（国研）農業・食品産業技術総合研究機構農振工学研究部門と民間業者が共同著作した GIS システムである。

２ 広域連携支援業務・生息環境管理実証試験

支援対象とする１地区（芋沢地区（仙台市青葉区芋沢地内））において、広域連携支援業務に加え、生息環境管理実証試験を実施すること。

なお、本実証試験においては、対策の実施状況やその結果の整理までを行い、効果検証については、次年度以降に行うものとする。

（１）計画設計・現状分析

実際に現場の確認を行い、地域の被害の状況や有害鳥獣の生息状況の

分析を行う。現状分析により課題を抽出し、対策手法やワークショップの企画内容を整理し、業務全体の計画を設計するほか、生息環境管理の実施が必要な個所やその手法を決定すること。

なお、現状分析の実施にあたっては、センサーカメラ等を用いて有害鳥獣の生息状況等を把握すること。センサーカメラ等は10台程度、設置期間は受注後から生息環境管理が実施されるまでの期間を想定しているが、設置台数、設置位置や設置期間等詳細事項については、発注者及び市町担当者と協議のうえ実施するものとする。

(2) 集落点検（1回）

地域住民と集落を点検し、被害の発生が想定される地点などを集落図に落とし、被害マップを作成する。併せて、被害対策状況調査を実施し、現在行われている対策やその有効性について調査する。

(3) ワークショップ開催（4回）

イ 地域住民が生息環境管理をはじめとした鳥獣被害防止対策の必要性を理解し、対策の実施について合意形成を図るためのワークショップを開催する。地域の被害状況等について地域住民が理解し、対策の実施について合意が図られるよう支援する。（1回）

ロ 現状分析の結果に基づく、生息環境管理の実施が必要な個所及び対策手法について説明を行い、地域に適した被害防止対策について地域住民が意見を出し合い、検討するためのワークショップを開催する。被害防止対策について地域住民に提案し、地域に合う対策についての検討を支援する。（1回）

ハ 次年度に実施する被害対策実施計画を検討するためのワークショップを開催し、計画の策定を支援する。（1回）

ニ 適切な手法で生息環境管理が実施されるよう、現地研修会を開催する。（1回）

ホ 対策の実施状況の確認等（1回）

地域住民により実施された生息環境管理の対策の実施状況を確認し、有害鳥獣の出没状況等に変化が生じているか、確認すること。

なお、有害鳥獣の出没状況等の確認にあたっては、センサーカメラ等は10台程度、設置期間は生息環境管理が実施された後から1月頃までを想定しているが、設置台数、設置位置や設置期間等詳細事項については、発注者及び市町担当者と協議のうえ実施するものとする。

(4) 手引きの作成

生息環境管理の手法や頻度等を取りまとめた手引きを作成すること。

なお、本手引きは、市町村担当者及び地域の対策従事者が活用することを想定している。

(5) 業務成果概要資料の作成

本業務で実践した成果の概要をまとめた資料（A4で1～2枚程度）を作成すること。

3 その他

受注者は、業務実施にあたり発注者及び関係市町鳥獣被害対策担当課担当者と緊密な連絡を取り、円滑な業務の遂行を図ること。

第4 業務計画

受注者は、委託契約締結後に下記に記載する事項を明らかにした業務計画書を速やかに発注者に提出しなければならない。

- (1) 業務概要
- (2) 業務計画
- (3) 業務の担当者
- (4) 業務の連絡体制
- (5) その他、発注者が指示する書類

なお、業務計画内容に変更が生じた場合は、速やかに変更業務計画書を提出しなければならない。

第5 打合せ

業務の打合せは、業務着手前、業務実施中で主要業務の区切りの時、業務完了時に行うほか、発注者が指示した時に行うものとする。ただし、業務の遂行上疑義が生じた場合は、必要に応じて打合せを行うものとする。

なお、受注者は、打合せの都度、記録簿を作成し、業務の遂行に支障を生じないよう発注者の確認を得るものとする。

第6 完了報告

計画していた全ての業務完了後、業務完了報告書（別紙様式1）を速やかに発注者に提出すること。

第7 成果品の内容及び数量

成果品の納品目録は、下記のとおりである。

名称	規格	部数	備考
電子データ 報告書	CD-R	1部	
	A4版縦	3部	

第8 成果品提出の期日

成果品の提出期限は業務契約期日とするが、その成果品の一部について仮報告を求める場合がある。

第9 成果品の帰属

成果品に対する権利については、すべて発注者に帰属するものとし、発注者の承諾を得ないで使用したり、他人に公表・貸与してはならない。

第10 契約変更

委託契約書に規定する発注者・受注者の協議事項は下記のとおりとする。

- (1) 本仕様書に示す「業務内容（第2）」、「成果品の内容及び数量（第7）」に変更が生じた場合
- (2) 履行期間に変更が生じた場合
- (3) その他変更の必要が生じた場合

第11 再委託の承諾

- 1 受注者は、発注者が書面により承諾した場合を除き、委託業務の処理についてその全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、本業務の着手前に、様式第2号による再委託承諾申請書を発注者に提出し、その承諾を得なければならない。
- 3 前項の場合、受注者は再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。
- 4 受注者は、再委託先に対して業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

第12 検査

業務完了時には、発注者の規則に基づき業務完了検査を実施する。

第13 業務実施にあたっての留意事項

1 留意事項

- (1) 環境配慮の観点から、チラシ・パンフレット等を作成する場合は、「宮城県グリーン購入の推進に関する計画」における判断基準に配慮す

ること。また、自動車を使用する場合は、適切な大きさの車両を使用し、効率的な運行に努めること。駐停車中の不要なアイドリング停止を徹底すること。

(2) 業務の履行における安全、その他の規律については、関係法令を厳守すること。

(3) 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託させた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生する恐れがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。

2 業務成果の取扱い

(1) 本業務の業務成果（本業務で撮影した各種素材画像データ及び製作したデザインデータ等の制作物の著作権も含む）は発注者に帰属するものとし、発注者は、本業務の成果物を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

(2) 本業務の成果物に関して、著作権が発注者に帰属される各種画像データ及び製作したデザインデータ等の制作物の電子データも提出すること。

(3) 成果物の権利等について

イ 制作物は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

ロ 人物を採用する場合は、肖像権の侵害が生じないようにすること。

ハ 制作物について、発注者に対し受注者は著作者人格権の行使を行わないものとする。

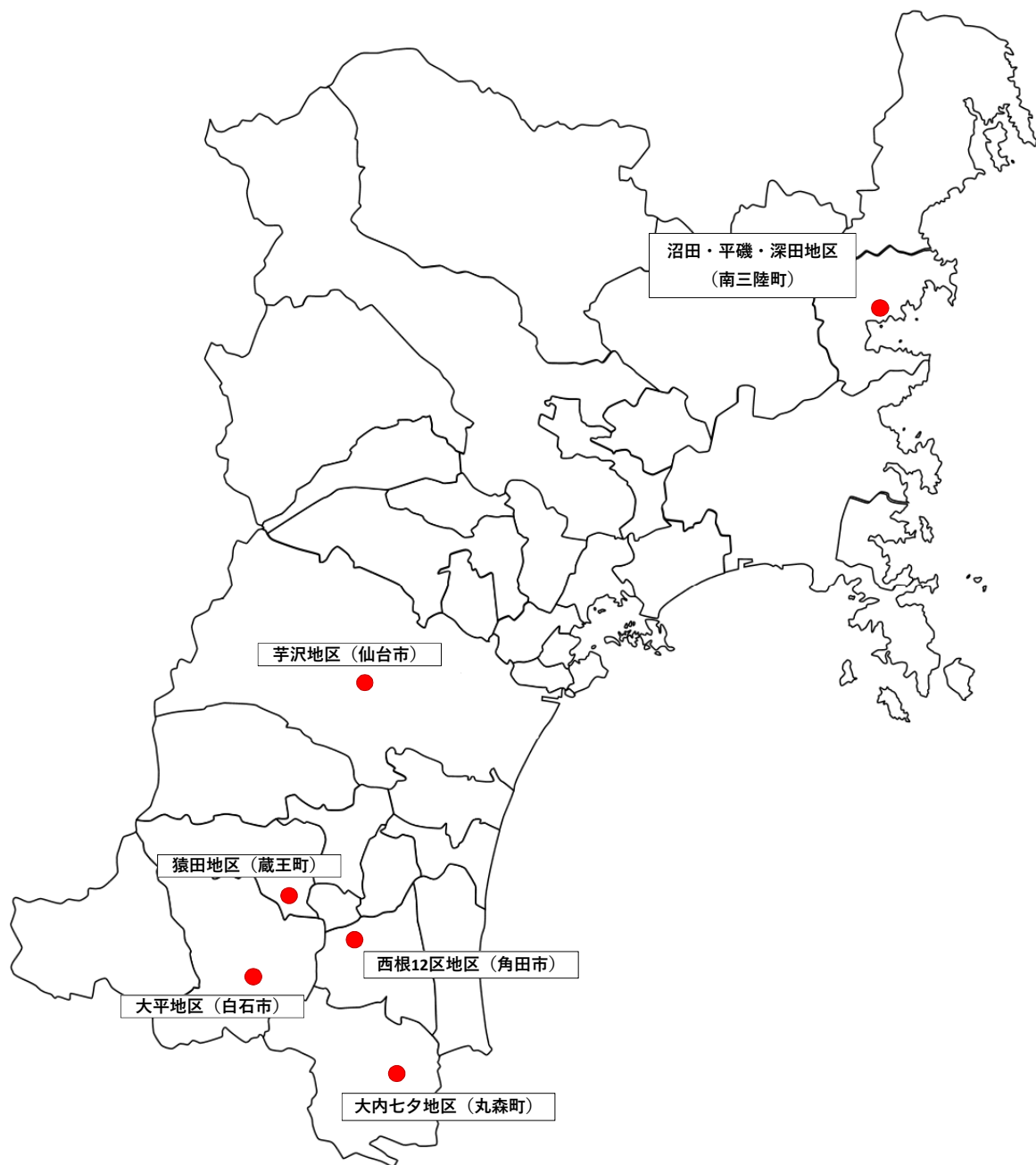
ニ 受注者は、本業務において撮影した各種素材画像データ及び制作したデザインデータ等の制作物について、いかなる部分も第三者が著作権やその他の知的財産権侵害を主張していないことを発注者に保証し、第三者から成果品に関して知的財産権侵害を主張された場合の一切の責任は受注者が負うものとする。

(4) 本業務に伴い入手した個人情報に関するものは、外部記憶装置（CD-R）に保存した上ですべて発注者に提出すること。

3 その他

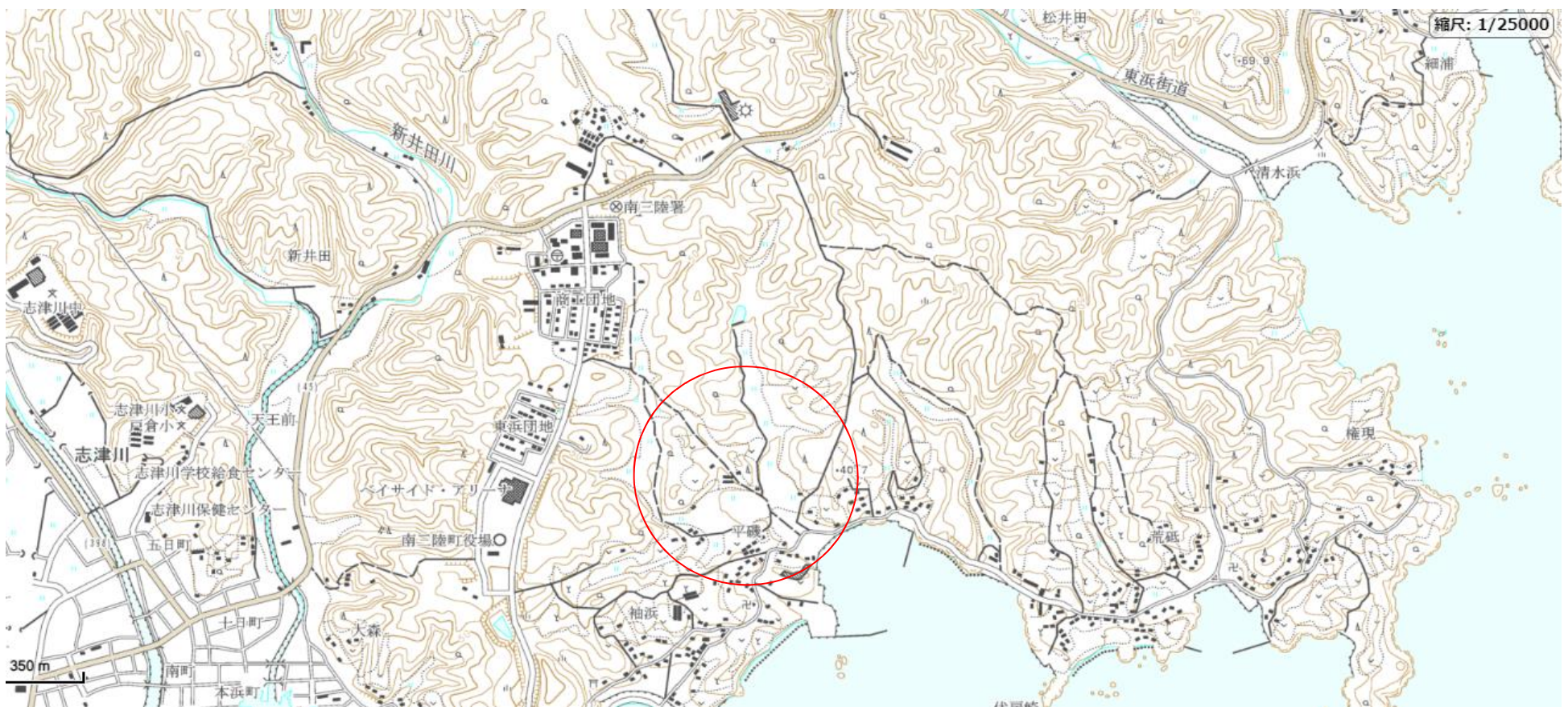
- (1) 本業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず、決して第三者に漏らしてはならない。
- (2) 業務の目的を達成するために、発注者は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行うことができるものとし、受注者はこの指示に従うこと。
- (3) 個人情報の取扱いについては、別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。

施 行 位 置 図

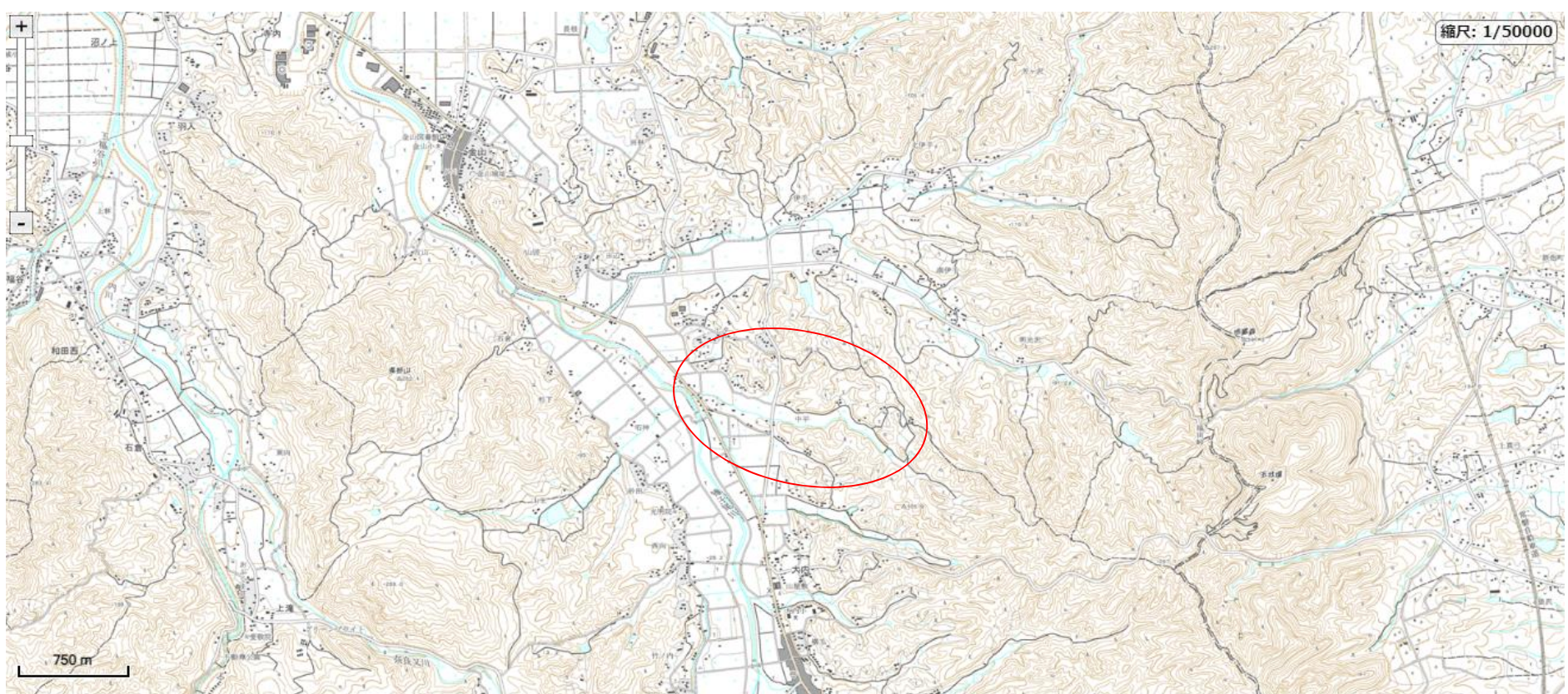


業務内容	対象地区	数量
計画設計・現状分析	全地区	一 式
集落点検	全地区	一 式
ワークショップ開催	全地区	一 式
手引きの作成	芋塚地区（仙台市）	一 式
成果概要資料作成	全地区	一 式
獣種別対策会議企画運営	－	2 回
鳥獣害WEBシステムデータ入力	－	一 式

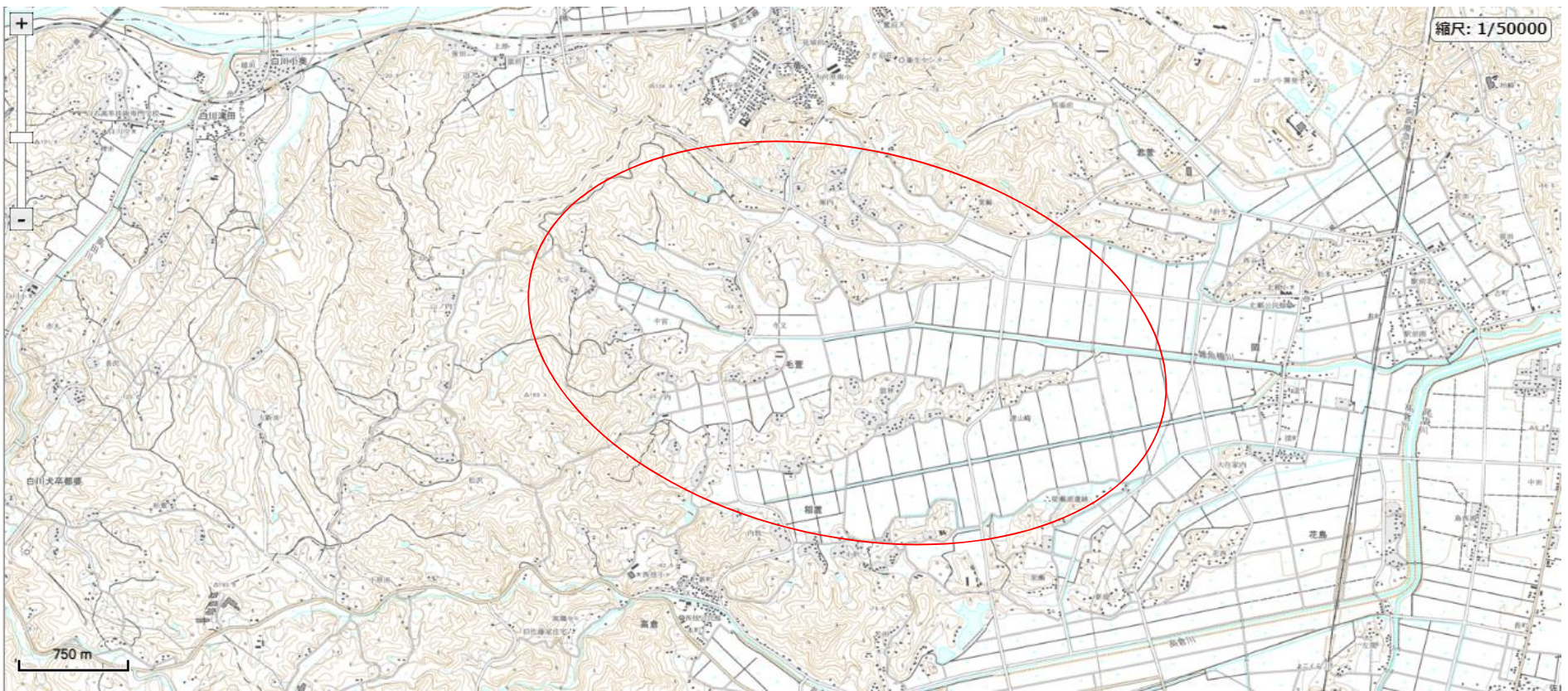
位置図（沼田・平磯・深田地区）



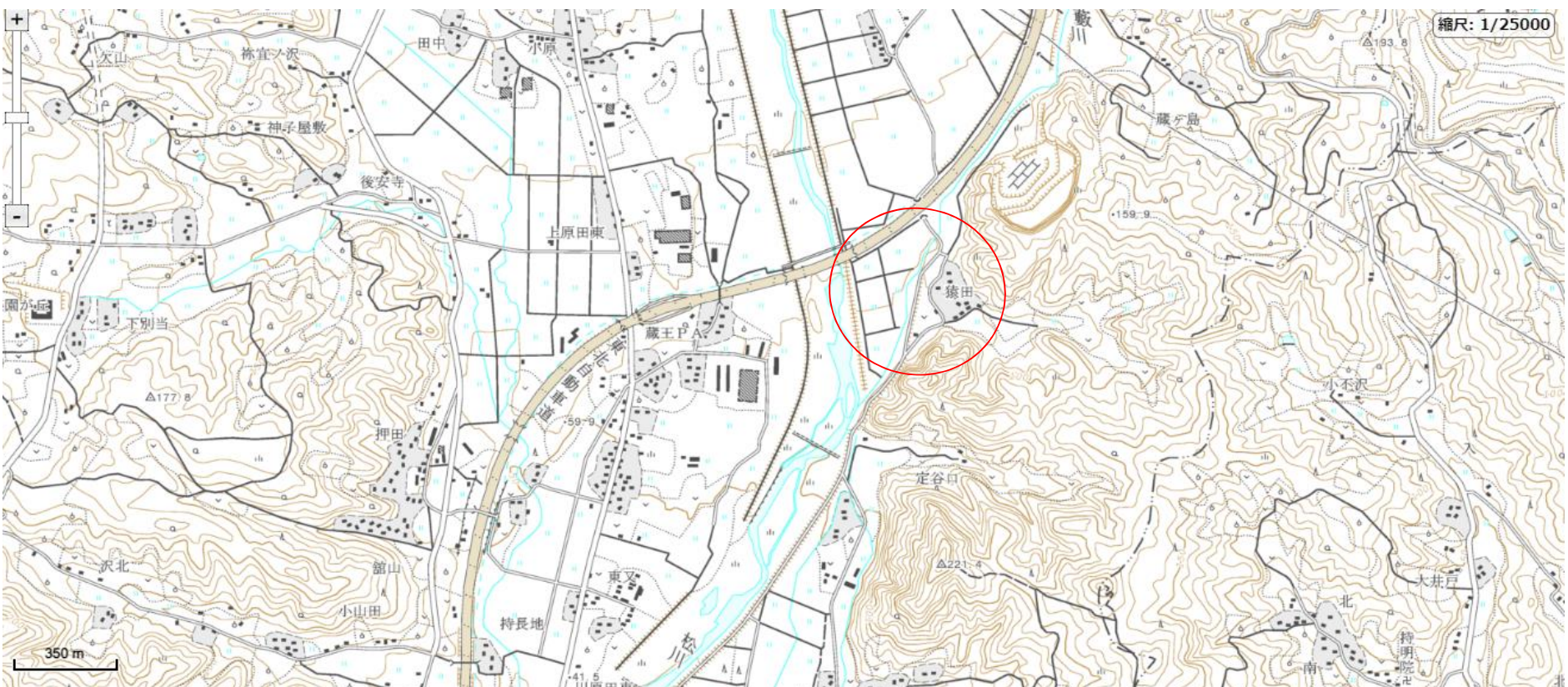
位置図（大内七夕地区）



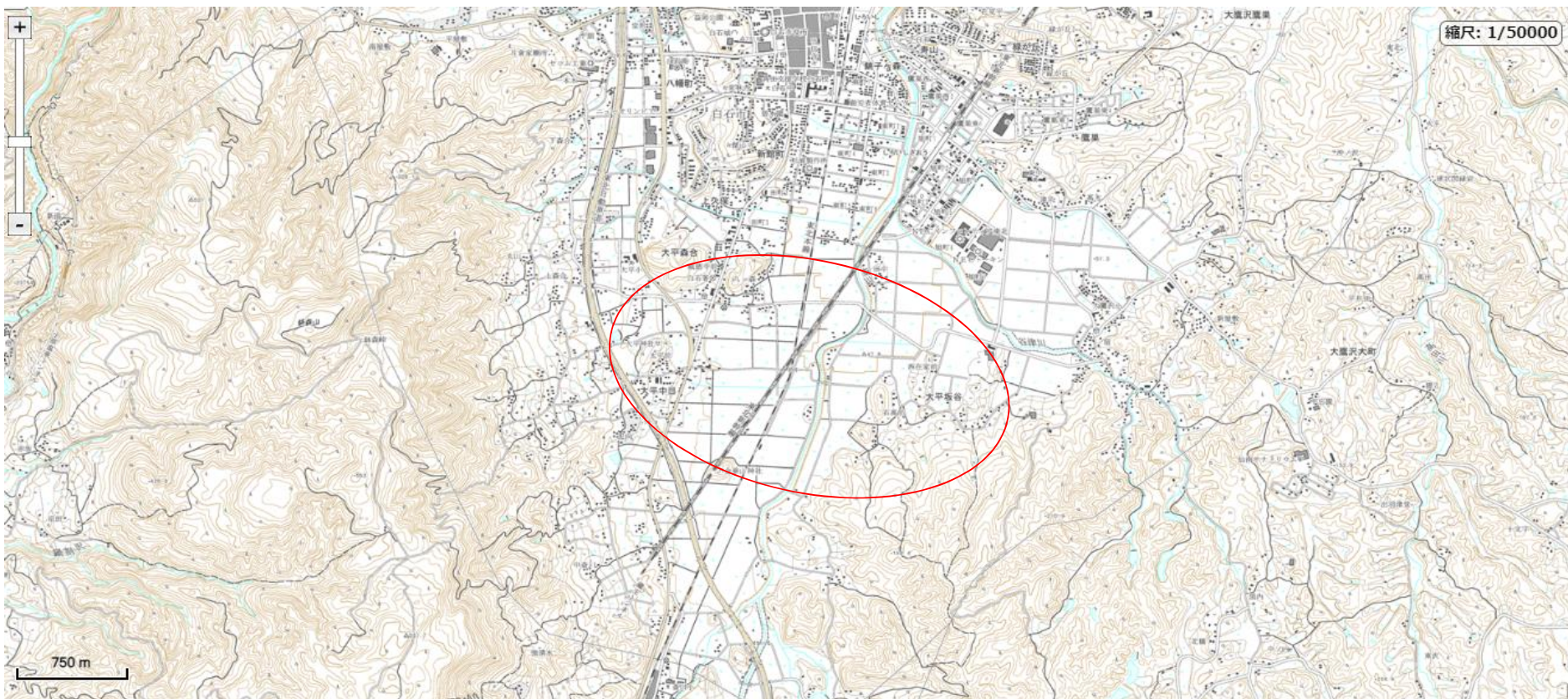
位置図（西根12区地区）



位置図（猿田地区）



位置図（大平地区）



位置図（芋沢地区）

